

Q 特別支援学校（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

A **知的障害者である児童生徒を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。**ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

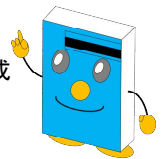
（学校教育法施行規則 第126条第2項）

※ 中学部、高等部は、同規則第127条第2項、第128条第2項においてほぼ同様に規定されている。

○ 「重複障害」の指導について

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、**各教科、道徳科、外国語科、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部または各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導することができるものとする。**

（特支小中学習指導要領 第1章第8節4）を基に作成



		小学部	中学部	高等部
各教科	生活	○		
	国語	○	○	○
	算数／数学	○	○	○
	音楽	○	○	○
	図画工作／美術	○	○	○
	体育／保健体育	○	○	○
	社会		○	○
	理科		○	○
	職業・家庭 (高等部は職業と家庭に分かれる)		○	○
	道徳科	○	○	○
各教科	総合的な学習の時間 (高等部は総合的な探究の時間)		○	○
	特別活動	○	○	○
	自立活動	○	○	○
	外国語活動 (小学部3学年以上)	必要がある場合		
	外国語		必要がある場合	必要がある場合
各教科	情報			必要がある場合
	専門教科 (家政、農業、工業、流通・サービス、福祉)			○ (専門学科の場合)
	学校設定教科			必要がある場合

「○」のあるものは、全ての児童生徒が履修することになります。

「／」のある教科は左側が小学部、右側が中学部・高等部を示します。

「必要がある場合」とは、「児童生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて」ということです。

